（計量単位）

第五条　前条第二号及び第三号に規定する測量（以下「山村境界基本測量」という。）における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

（管理及び検査）

第六条　山村境界基本調査を行う者又は山村境界基本調査の成果について認証を行う者は、山村境界基本調査が令別表第三に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、山村境界基本調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないように管理し、及び検査を行うものとする。

（記録等の保管）

第七条　山村境界基本調査を行う者は、山村境界基本調査に関する資料及び測量記録その他の記録を保管しなければならない。

（省令に定めのない方法）

第八条　山村境界基本調査を行う者は、地形の状況等によりこの省令に定める方法によりがたい場合には、国土交通大臣の承認を受けて、この省令に定めのない方法により山村境界基本調査を実施することができる。

第二章　計画

（山村境界基本調査の実施に関する計画）

第九条　山村境界基本調査を行う者は、当該山村境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項について山村境界基本調査の実施に関する計画を作成するものとする。

一　調査地域及び調査面積

二　調査期間

三　山村境界基本調査図の縮尺

四　作業計画

（山村境界基本調査図の縮尺）

第十条　山村境界基本調査図の縮尺は、二千五百分の一又は五千分の一とする。

（作業計画）

第十一条　第九条第四号の作業計画は、現地調査、山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の作成の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

第三章　現地調査

（現地調査図素図の作成）

第十二条　現地調査は、現地調査図素図を作成して着手するものとする。

2　現地調査図素図は、公図等を透明紙に透き写したもの又は写真複写したものに、次に掲げる事項を表示して作成するものとする。

一　名称

二　番号

三　縮尺及び方位

四　土地の所有者の氏名又は名称

五　地番

六　地目

七　山村境界基本調査点及びその番号

八　隣接する現地調査図素図の番号

九　作成年月日及び作成者の氏名

3　土地の位置及び形状を明らかにするために特に必要がある場合は、前項各号に規定するもののほか、公図等に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち二筆の土地の境を構成するもの（以下「山村境界基本調査補助点」という。）及びその番号を併せて表示するものとする。

4　現地調査図素図の作成に当たっては、必要に応じ、当該調査地域の山村境界基本調査点（前項の表示を行った場合は、山村境界基本調査補助点を含む。以下同じ。）の現地における位置に精通している者（以下「現地精通者」という。）の証言を求めるものとする。

（現地調査の実施）

第十三条　現地調査は、現地調査図素図に基づいて行うものとする。

2　現地調査を行ったときは、現地調査図素図に調査年月日を記録するとともに、山村境界基本調査点に対応すると推定される地物の有無を表示して、現地調査図を作成するものとする。

3　現地調査に当たっては、必要に応じ、現地精通者の証言を求めるものとする。

第四章　山村境界基本測量

第一節　総則

（山村境界基本測量の方式）

第十四条　山村境界基本測量は、地上測量による数値法によって行うものとする。

（測量の基礎とする点）

第十五条　山村境界基本測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。

（位置及び方向角の表示の方法）

第十六条　山村境界基本測量における地点の位置は、令別表第一に掲げる平面直角座標系（以下「座標系」という。）による平面直角座標値（以下「座標値」という。）及び測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第二条第二項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）で表示するものとする。

2　方向角は、当該地点が属する座標系のX軸に平行な当該地点を通る軸の正の方向を基準とし、右回りに測定して表示するものとする。

（山村境界基本調査図の図郭）

第十七条　山村境界基本調査図の図郭は、地図上において座標系原点からX軸の方向に二十五センチメートル、Y軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

（作業の順序）

第十八条　山村境界基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

一　山村境界基本三角測量

二　山村境界基本多角測量

三　山村境界基本細部測量

四　山村境界基本調査点測量

（山村境界基本調査基準点の配置）

第十九条　山村境界基本調査基準点は、調査地域における基準点等の配置を考慮し、適正な密度をもって配置するものとする。

（標識の設置の承諾）

第二十条　山村境界基本調査基準点に標識を設置するに当たっては、あらかじめ、当該標識を設置する土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

第二節　山村境界基本三角測量

（山村境界基本三角測量の方法）

第二十一条　山村境界基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

（山村境界基本三角点の選定）

第二十二条　山村境界基本三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

2　山村境界基本三角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。